

TOMORE コワーキングスペース 利用契約約款

野村不動産株式会社（以下「運営管理者」といいます。）が提供する「TOMORE コワーキングスペース」サービス（以下「本サービス」といい、本サービスの提供を行う施設を「本施設」といいます。）の利用に関して、運営管理者と第2条に定める会員との間に適用される契約条件について、以下のとおり利用契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。なお、運営管理者が、本約款とは別に本施設にかかる会員利用規約、システム利用規約その他の規則、ルール等（以下総称して「利用規約等」といいます。）を定めたときは、利用規約等は本約款と一体となり、これを補完するものとします。

第1条（利用契約の成立）

本サービスの利用を希望する者は、必要事項を記載した利用申込書を運営管理者へ提出するものとし、運営管理者が当該申込を承諾した時点で、本約款記載の条件に基づき本サービスの利用契約が成立するものとします。また、運営管理者は、申込を承諾した時点で、当該利用希望者へ電子メールにより通知を行うものとします。

第2条（本施設の利用と利用者資格）

1. 第1条により、本約款に基づき利用契約を締結した者（以下「会員」といいます。）のみ、本サービスを利用することができるものとします。なお、運営管理者は、次の各号に定める者による本サービスの利用は認めないものとし、第1条により利用申込をした場合でも、運営管理者はこれを承諾しないものとします。
 - (1) 未成年者
 - (2) 運営管理者から会員IDの付与を受けていない者
 - (3) その他本サービスの利用をすることが適切でないと合理的に認められる者
2. 会員は、会員以外の者（以下「ゲスト」といいます。）に本施設を利用させることはできないものとします。なお、ゲストと会員が同伴であった場合であっても、ゲストが本施設を利用することはできません。。
3. 会員は、本約款を遵守するものとし、また、本施設を利用するにあたり、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

第3条（本施設の利用可能時間）

1. 会員は、専用サイト等への掲載または本施設内への掲示の営業時間内に限り本施設を利用することができます。
2. 運営管理者は、休館日や臨時の営業時間短縮等の事前告知を専用サイトに掲載または本施設内に掲示する等の方法により行います。

第4条（本施設の利用方法）

本施設は、運営管理者が指定する専用ウェブサイト、専用アプリケーション、Facebook、Slack その他第三者の提供にかかるサービスであって運営管理者が指定するもの（以下「外部サービス」と総称します。）等（以下「専用サイト等」といいます。）にて、スマートキーを発行した上で利用することができるものとし、詳細は会員利用規約に定めるものとします。

第5条（利用料金）

1. 運営管理者は、会員が本サービスの利用検討のために、本サービスを体験する機会の提供等を目的として、本サービスを無料で一定回数提供します。なお、付帯サービス（コピー機、イベント開催、ドリンク提供等）の利用には料金が発生します。詳細は専用サイトに掲載することにより告知します。
2. 本サービスの無料での利用可能期間または利用回数の提供については、事前の予告なしに短縮、変更、停止または終了することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。また、残回数や残期間の管理、運用については運営管理者にて行い、会員と数値について認識の齟齬がある場合、運営管理者が管理、把握する数値を優先するものとします。

第6条（利用料金の支払い方法）

1. 会員は、前条に定める利用料金について、利用料金の合計金額を、運営管理者が指定する決済システムにより、当該決済システム会社の利用規約等に従い支払うものとします。
2. 会員は、当該決済システムの利用あたって必要な機器・ソフトウェアの購入・導入・維持の費用、データ利用料金等の通信料金、電気料金その他一切の費用は、会員が自己の責任

において支払うものとし、なお、運営管理者は、専用サイトの利用環境に関し推奨環境を提示することはありますが、当該環境の整備および費用を一切負担しません。

3. 利用料金に課税される消費税および地方消費税等については、その法律に定める税率により算出した税額を会員が負担するものとし、その支払い方法については第1項に従うものとし、

第7条（遅延損害金）

会員が本約款に基づく利用契約から発生した金銭債務の支払いを支払い期日までに行わない場合、運営管理者は、当該未払債務に対し年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとし、

第8条（通知義務）

1. 会員は、次の各号に定める事項に変更が生じた場合、速やかに運営管理者に通知しなければなりません。ただし、第(1)号または第(2)号に定める事項に変更が生じた場合については、会員による専用サイトでの当該事項の変更登録をもって、通知をしたものとみなします。

(1) 会員の住所

(2) 会員の連絡先（電話番号、メールアドレス）

2. 前項に定める通知を怠ったことにより、運営管理者からなされた通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、怠ったことによる損害について、運営管理者は何ら責任を負わないものとし、

第9条（契約期間と解約等）

1. 契約期間は、本約款に基づく利用契約が成立した日から、その6か月後の月の末日または専用サイト等に掲載される無料の期間が終了した日、無料の回数を全て消費した日のいずれか早く到来した日までとし、
2. 本約款に基づく利用契約を解除しようとするときは、会員または運営管理者は、解除を希望する日の1か月前までに相手方に対し書面または電子メールにより申し入れることで本約款に基づく利用契約を解除できるものとし、

3. 第2項に拘わらず、運営管理者が理由の如何を問わず本サービスの提供を終了した場合、本約款に基づく利用契約も終了するものとします。この場合、会員は運営管理者に対して損害賠償等何ら一切の請求ができないことを異議なく承諾します。ただし、運営管理者に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
4. 運営管理者は、会員に対し、書面または電子メールにより事前に通知をすることにより、複数箇所本施設が存する場合に個別に1箇所または複数箇所本施設の運営を終了できるものとし、この場合、会員は運営管理者に対して損害賠償等何ら一切の請求ができないことを異議なく承諾します。ただし、運営管理者に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第10条（本施設の利用権限）

本約款に基づき運営管理者が会員に対して提供する本サービスは、会員に対して本施設を継続的に占有する権原を付与し、または賃貸借もしくは使用貸借の性質を有するものではなく、短期的かつ一時的な本施設の利用の許諾であるものとします。

第11条（本施設でのイベント等の開催）

1. 本施設の全部もしくは一部において、運営管理者、運営管理者が委託した第三者、または運営管理者の承諾を得た者がイベント、セミナー等（以下「イベント等」といいます。）を実施する場合、運営管理者はイベント等の準備または実施のため、会員の本施設の利用を一時的に制限することができるものとします。
2. 運営管理者は、イベント等の開催スケジュールをあらかじめ専用サイト等に掲載する等の方法により会員に周知します。

第12条（運営管理の再委託）

運営管理者は、本施設および本サービスの運営管理の一部または全部を、第三者に委託することができるものとします。

第13条（禁止事項）

1. 本サービスを利用する権利は、運営管理者の許可なく第三者に譲渡、貸与およびその他の処分をすることはできません。
2. 本施設の利用にあたり、次に定める行為またはこれに類似する行為を行わないものとします。
 - (1) 本規約、本サービスに関して運営管理者が公表する諸規則または運営管理者の要請する事項に違反する行為
 - (2) 音、振動または臭気等を発するなどによる他の会員その他第三者に対する迷惑行為
 - (3) 居座りや物品の放置等による本施設の不当な占有行為
 - (4) 宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為その他政治的行為、宗教的行為またはネットワークビジネスを行うこと
 - (5) 許可なく自己または第三者の商品やサービスの広告・宣伝・誘導を目的とする行為その他看板、ポスター等を設置する行為
 - (6) 発火物、危険物または重量物等の持ち込み
 - (7) 本施設内での動物の飼育や持ち込み
 - (8) 本施設内の什器・備品類等の持ち出しや落書き等
 - (9) 本施設内での飲酒、喫煙、調理（飲酒については、イベント等の開催において運営管理者が許可した場合はこの限りではありません。）
 - (10) スマートキーの第三者への貸与、譲渡、売買その他の処分にあたる行為
 - (11) 他の会員のスマートキーを運営管理者および当該他の会員の承諾なく利用する行為
 - (12) 外部サービスの利用に際して適用される規約類に違反する行為
 - (13) 本サービスおよび運営管理者の提供するその他のサービスの運営を妨害する行為
 - (14) 本サービスに関連して、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊詐欺暴力集団その他これらに準じる反社会的勢力（以後「反社会的勢力」と総称します）に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - (15) 出会いや交際等を目的とする行為
 - (16) 本施設および本施設の所在する建物（以下「本件建物」といいます。）について、会員の住所、または営業所の所在地として、名刺、ホームページ等に表示し、関係者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記すること

- (17)公序良俗、その他法令に違反する行為または犯罪に結びつく行為および当該行為を勧誘・幫助・強制・助長する行為
 - (18)運営管理者、他の会員、第三者に対する誹謗中傷またはその名誉もしくは信用を傷つける行為
 - (19)前各号に定める行為と疑われ、または容易にする行為
 - (20)前各号の行為を試みる行為
 - (21)その他運営管理者が迷惑行為または不適切と判断する行為
3. 運営管理者は、会員が前項の禁止事項に違反していると疑われる場合、また他の会員から運営管理者に対し違反に関する申し出があった場合等、会員に対して当該行為の詳細について確認を求めることができるものとし、会員は合理的な範囲でこれに協力をするものとします。
4. 運営管理者は、第二項各号の禁止事項に該当するか否かを、前項の会員に対する確認の結果その他の事情を総合的に勘案し、運営管理者の裁量により判断します。

第14条（免責）

1. 運営管理者は、次の各号に定める事由により会員が被った損害については、運営管理者に故意または重過失ある場合を除き、その責を免れるものとします。
- (1) 会員の荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損等
 - (2) 本施設内における事故、怪我、疾病等
 - (3) 本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
 - (4) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
 - (5) 他の会員その他の第三者の責に帰すべき事由
 - (6) 専用サイト等や機器・設備のシステム障害や故障または保守・メンテナンス等
 - (7) 外部サービス上に掲載されている情報に関する一切の事項
 - (8) その他運営管理者の責に帰さない事由による損害等
2. 会員は、本施設内外を問わず、他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合には、当事者間においてこれを解決するものとし、運営管理者はその紛争に一切関与しません。

第15条（表明保証）

運営管理者および会員は、相手方に対して、本約款に基づく利用契約締結前、締結時から終了までのすべての時点において、次の各号に定める事項を表明し保証します。

- (1) 自らが反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力に該当するおそれもないこと。
- (2) 自らの役員またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる者（社員、債権者、株主、出資者等を含む。）は反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力に該当するおそれもないこと。

第16条（契約の解除）

1. 会員または運営管理者が本約款に定める条項および利用規約等に定める義務を履行しない場合、相手方は、書面により期限を定めてその履行を催告し、期限を経過してもなお履行しないときは、直ちに本約款に基づく利用契約を解除することができるものとします。ただし、その期限を経過した時における本約款および利用規約等並びに社会通念に照らして条項および義務の不履行が軽微であるとき、または条項および義務の不履行が相手方ではなく自らの責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。
2. 前項の定めにと拘わらず、会員が次の各号に定める事由の一に該当したときは、運営管理者は、何らの通知、催告なくして直ちに本約款に基づく利用契約を解除することができます。
 - (1) 会員が、第 13 条に定める禁止行為をしたとき。
 - (2) 会員が、故意または過失により、本建物または本施設を滅失もしくは毀損し、または火災を発生させたとき。
 - (3) 会員が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行を受け、または競売を申し立てられ、あるいは国税徴収法による滞納処分その他公権力による処分を受けたとき。
 - (4) 会員が破産手続等により、本約款に基づく利用契約の履行が困難となったとき、またはそのおそれが生じたとき。
 - (5) 会員が自己振出の手形もしくは小切手が不渡となったとき、または支払を停止したとき、あるいは手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) 会員が、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を行う組織等の構成員であることが判明したとき、その他本貸室をこ

これらの組織等の者に反復継続して使用させ、あるいは出入させる等の行為があったとき、その他同法律の各種営業として利用する行為や公序良俗に反する行為があったとき。

(7) 第 15 条に定める表明保証に反する事実が判明した場合、または会員が次の①から④に定める事由の一に該当する行為をしたとき。

- ① 本施設に反社会的勢力であることを感知させる名札、看板、代紋等の掲示。
- ② 本施設を反社会的勢力に反復継続して使用させ、あるいは出入させる等の行為。
- ③ 反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動等を取り、運営管理者、本サービスの他の会員等に迷惑や不安感を与える行為。
- ④ 本施設を各都道府県の条例等に定める危険薬物の販売等または特殊詐欺の用途、拠点に供する行為。

3. 運営管理者が前二項の定めにより本約款に基づく利用契約を解除した場合、会員は、解除による損害等について運営管理者に対して何ら一切の請求を行わないこととします。ただし、第 18 条に基づく損害賠償の請求を妨げないこととします。

第17条（契約上の地位等）

運営管理者は、事前に会員の承諾を要することなく、本約款における運営管理者の契約上の地位およびこれに基づく権利義務（以下、「本地位等」といいます。）の全部または一部を運営管理者が指定する者（以下、「承継人」といいます。）に承継させることができるものとし、会員は、あらかじめこれを異議なく承諾します。なお、運営管理者が本地位等を承継人に承継させた場合、運営管理者は、本施設に掲示する方法または専用サイト等上に掲載する方法等により告知するものとします。

第18条（損害賠償）

1. 第 16 条に定める事由により本約款に基づく利用契約が解除された場合、違約当事者は相手方の被った損害について、相手方に対して損害賠償の責を負うものとします。
2. 会員の行為（会員の行為が原因で生じたクレーム等を含みます。）に起因して、本施設、本件建物、運営管理者もしくは他の会員その他の第三者に損害が発生した場合、当該会員は当該損害（弁護士費用を含みます）を賠償するものとします。なお、会員の行為に起

因して、本施設に設置された什器等を破損、毀損、汚損等の損害が発生した場合の賠償額には、修理・交換・清掃等に要する一切の費用を含むものとしします。

3. 運営管理者を免責する規定にも拘わらず、消費者契約法その他の適用法令に基づき運営管理者が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、運営管理者の責任は、損害の原因となった事由が生じた時点から遡って1か月の間に当該会員から現実に受領した代金その他経済的価値の総額を上限としします。運営管理者に故意または重過失がある場合はこの限りではありませんが、その場合も、運営管理者の損害賠償責任は当該会員が直接被った損害に限られるものとし、結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害は、運営管理者の予見または予見可能性の有無に拘わらず一切含まないものとしします。

第19条（協議、準拠法、言語、管轄裁判所）

1. 本約款に定めのない事項については、民法その他関係法令に従い、会員および運営管理者が互いに誠意をもって都度協議し解決することとしします。
2. 本約款は日本法に準拠し、本約款に関して争いが生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。
3. 本約款は日本語を正文とし、日本語以外の言語に翻訳された場合も、日本語の正文のみが効力を有します。

第20条（守秘義務）

1. 運営管理者および会員は、本約款に基づく利用契約締結に伴う折衝経緯、契約条件その他契約内容および会員の個人情報（個人情報保護法第2条に定める個人情報をいいます。以下同じ。）等の秘密性の高い情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対し提供してはいけません。ただし、次の各号に該当する場合は除きます。
 - (1) 法令規則等により、または政府機関、証券取引所その他公的機関等より要請された場合
 - (2) 本施設の管理・運営上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合
2. 運営管理者は、会員から開示を受けた個人情報を厳重に管理する義務を負います。
3. 本条の規定は、本約款に基づく利用契約終了後も存続するものとしします。

第21条（セキュリティカメラの設置）

1. 会員は、運営管理者が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとします。
2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されるものとします。

第22条（利用ログ情報の取得）

運営管理者は、会員による本施設の利用状況に関する情報（利用ログ）を収集し、統計データの作成や情報配信等、本施設の改良・品質の向上のために使用することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第23条（個人情報の取り扱い）

運営管理者は、会員が本サービスを利用する際に運営管理者に対して提供する個人情報、並びに本施設内に設置するセキュリティカメラの映像に含まれる個人情報について、以下のウェブページに示した「TOMOREの「個人情報の取扱いについて」の規定に則り、取扱うものとします。

TOMOREの個人情報の取扱いについて

<https://www.nreg-tomore.jp/common/img/pages/outline/pv.pdf>

(1) 個人情報の利用目的

運営管理者は取得した会員の個人情報を次の目的のために利用します。なお、運営管理者は、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取扱いを委託することに伴い、個人情報を当該委託先に提供することがあります。

① 会員の登録情報に関する利用目的

- a. 本サービスの提供、維持、保護および改善
- b. 登録情報および会員による利用実績の管理
- c. 本サービスに関連した各種案内送付、イベント告知、会員への連絡およびアンケート依頼
- d. 本サービスに関連した新しいサービスの開発およびその情報発信
- e. 本約款、会員利用規約および本サービスを提供するためのシステム利用規約に記載のある各種手続の実施

f. 本サービスにかかわる契約・取引に関する、次の行為の実施

- ・ 契約の締結および取引の実施のための準備・交渉
- ・ 契約の締結・履行および取引の実施
- ・ 契約・取引にかかわる事前または事後の各種手続の実施
- ・ 契約・取引にかかわる各種案内の送付・連絡
- ・ 契約・取引にかかわる各種情報および各種サービスの提供
- ・ 契約・取引にかかわる各種事務処理

② セキュリティカメラで撮影した映像に関する利用目的

- a. 本施設内における本約款に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供
- b. 本施設の利用状況の確認および災害等有事の状況確認
- c. 本施設内における遺失物等の有無の確認

(2) 前項の定めのほか、運営管理者は、会員の個人情報を法令に基づき、第三者に開示・提供することがあります。

(3) 運営管理者は関係法令に従い提供された個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。

(4) 個人情報に関して本約款および「TOMOREの「個人情報の取扱いについて」」に定めのない事項については、運営管理者の定める下記の個人情報保護方針に準じるものとします。

野村不動産株式会社 個人情報の取扱いについて

<https://www.nomura-re.co.jp/privacy/policy/>

(5) 運営管理者は、会員に関する情報を、個人を特定できない形での統計的な情報へと加工し、運営管理者の裁量により利用および公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。

第24条（分離可能性）

1. 本約款のいずれかの規定が会員と本約款に適用される関連法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該会員には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本約款の他の規定の効力には影響しないものとします。

2. 本約款のいずれかの規定が、ある会員との関係で無効と判断され、または取り消された場合であっても、その他の会員との間の有効性には影響を及ぼさないものとします。

第25条（本約款および利用規約等の改定）

1. 運営管理者は、本約款および利用規約等の全部または一部を改定する場合、本約款および利用規約等を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに本施設に掲示し、または、専用サイト等へ掲載する方法またはその他の適宜の方法で、これを会員に告知することにより、いつでも本約款および利用規約等を改定できるものとします。なお、改定した本約款および利用規約等の効力は全ての会員に及ぶものとします。
2. 第5条記載の通り、本サービスの無料での利用可能期間または利用回数の提供に関しては、運営管理者は事前の予告なしに短縮、変更、停止または終了することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。
3. 今後、付帯サービスの追加（コピー機、イベント開催、ドリンク提供等）を行った場合、付帯サービスの価格についてはホームページに掲載または本施設内に掲示する等の方法にて告知を行います。本価格設定と決済方法に関して、運営管理者はいつでも本約款および利用規約等を改定できるものとします。なお、改定した本約款および利用規約等の効力は全ての会員に及ぶものとします。

以 上

2024年7月24日 変更

2022年4月27日 変更

2022年2月28日 変更

2021年12月1日 変更

2021年9月27日 制定

野村不動産株式会社